DOI 10.18995/24344710.6.75

研究ノート

唐・武周時期雲南における漢文化受容の一考察

－「大周故河東州刺史之碑」の分析と試訳－

立石謙次

The Acceptance of Han Culture during the Tang–Wu Zhou Period in the Yunnan Region:

An Analysis of ‘Stele of the Governor of Dongzhou in the Great Zhou Dynasty’ 大周故河東州刺史之碑

TATEISHI Kenji

Abstract

This article analyzes and explores the usage of a Chinese classic of the inscriptions found on the stele called ‘Stele of the Governor of Dongzhou in the Great Zhou Dynasty’ (大周故河東州刺史之碑), built on February 3, 698 AD, in present-day Annan City, Yunnan Province, China. Thus, the article further considers the acceptance of Han culture in the Yunnan region from the first half of the Tang period to the Wu Zhou period. The inscription quotes several traditional texts, including those of Confucianism, Daoism, Chinese history, and literature. It has been noted that while it does not contain quotations from the Buddhist scriptures, nevertheless there are two statues of Buddha carved at the head of the inscription. Thus, it can be conjectured that the intellectuals of Yunnan had already accepted Confucianism, Daoism, and Buddhism by that time. The inscription was not written by Yunnan intellectuals, but it is important to note that it was made in Annan, Yunnan, by the family of Wang Ren Qiu 王仁求, who claimed that their ancestors came from Taiyuan, Shanxi Prefecture, and settled in the Yunnan region. The inscriptions' importance can also been seen in how Chinese literature at the end of the 7th century elucidates expressions of the authority of the indigenous clans. The Meng clan established the Nan Zhao kingdom (南詔国) in the mid-8th century in Yunnan Province and created a unique kingship tale based on reverence for the figure of Avalokiteśvara. However, their religious world view was probably structured largely by the Chinese literature of Yunnanese intellectuals. Thus, this article is also important in contributing to our understanding of the influence of Chinese culture on the Nan Zhao kingdom and its successor, the Da Li kingdom 大理国, which came to power in the 10th century.

1. はじめに

本稿は雲南省安寧市に現存する「小石荘唐墓」に立てられた「大周故河東州刺史之碑」（通称、「唐王仁求碑」）の碑文内容と漢籍利用の状況を分析し、唐前半期から武周期雲南地方における漢文化受容の問題について考察する。なお引用文中の（　）内は引用者による説明、〔　〕は補足である。

なお本研究は科学研究費助成事業「大理白族白文分析の基礎的研究―語彙表記の比較と分析―」（基盤研究 B 2020 2024 年度、研究課題番号： 20H01251 ）の助成による成果の一部である。また研究分担者との史料解読作業での分析結果に基づくものの、文責は 執筆者 が負う。

2. 解説

まず同碑を分析するための基礎作業として、同碑に関する情報を整理する。同碑に関する考察はすでに民国時代に編纂された『新纂雲南通志』巻 84[1]や方国瑜（1984 年）[2]などに詳しい。1989 年に雲南省文物考古研究所による小石荘唐墓の調査がおこなわれ、1993 年にその簡報が『文物』誌上で発表されている[3]。さらに 1993 年の『大理叢書・金石篇』第 1 冊と第 10 冊に同碑の拓本画像と解説及び釈文が掲載されている[4]。本稿ではこれら資料・研究に基づきその概略を紹介していこう。

2. 1. 石碑と被葬者について

同碑は則天武后の周、聖暦元年 10 月 7 日（西暦 698 年 11 月 14 日）に立てられた墓碑である。碑額には「大周故河東州刺史之碑」の 10 文字が刻まれる。墓碑の上部には二匹の龍と仏像が彫られている[5]。

王仁求の墓碑が立てられた後の状況は不明であるが、正徳『雲南志』巻 21「郷献」には王仁求の名がみられ、同碑文の摘要が掲載されている。そのため明代にはその存在知られていたことがわかる。同碑は雲南省安寧市鳴矣郷小石荘村に現存している「小石荘唐墓」の墓碑である（『新纂雲南通志』では安寧県石桩村とされる[6]）。しかし現存する碑文内容を記録した最古のものは、清代の雍正『安寧州志』巻 19 所収の録文である。同じく清代の王昶『金石萃編』巻 62、阮福『滇南古金石録』などにも録文が収められている[7]。1983 年に王叔武がこれら録文などを比較検討して分析した。本稿の分析では「王叔武 1983：21-28」の釈文を利用する。

この墓の被葬者は王仁求、安寧出身で唐より河東州刺史の職を授かった人物とされる。唐の

---

[1] 民国・龍雲修『新纂雲南通志』巻 84 所収（本稿では李春龍 2007:68-79 を使用）。
[2] 方国瑜 1984：851-857。
[3] 雲南省文物考古研究所等 1993：10-19.
[4] 張樹芳主編 1993 第 1 冊：6、第 10 冊：2-3。
[5] 張樹芳主編 1993 第 1 冊：6。
[6] 李春龍 2007:68。
[7] 王叔武 1983：27.

咸亨 5 年（上元元年）8 月 15 日（西暦 673 年 9 月 20 日）に 44 歳で死去した。碑文の内容から聖暦元年 10 月 7 日（西暦 698 年 11 月 14 日）にようやくこの碑が立てられたのは、王仁求の配偶者を合葬するためだったと考えられる。発掘報告でも「劉氏」の名が記された瓦が発見されている。このため同墓は合葬墓だったと考えられる[8]。安寧について、『旧唐書』巻 41「地理志 4・剣南道」によれば戎州治下の昆州は唐の武徳年間（618-626）初めに設置され、その所属の県として「益寧・晉寧・安寧・秦臧」があった。安寧は現在の雲南省県級市である安寧市にあたる。

ただし彼が刺史に任ぜられた河東州の位置は不明である。すでに向達や方国瑜が指摘するように、河東州の位置については 3 つの説がある[9]。①四川省漢源県、②雲南省昆明市晋寧区、③雲南省大理白族自治州大理市鳳儀鎮である。以下それぞれの説についてみていこう。

①について、『旧唐書』巻 41「剣南道・黎州」によれば、黎州治下に河東州があった。同州は今の漢源県の北に位置していたとみられるが、王仁求の出身地からは遠く離れている[10]。

②について、明の景泰『雲南図経志書』巻 1「雲南布政使・昆陽州」に「〔昆陽州は〕昔の渠濫川である。蛮（現地人）は巨嶠と呼んでいる。唐の河東州である[11]」とある。つまり明代の昆陽州は、唐の河東州だという。昆陽州は現在の晋寧区にあたり、王仁求の出身地である安寧に隣接している。ただし管見のかぎり、唐宋代史料に同地が唐の河東州であったという記載はみあたらない。さらに『元史』巻 61「地理志 4・雲南諸路行中書省」の「昆陽州」の項にも「滇池の南ある、僰・獹などの雑夷（雑多な集団）が居住している。巨橋と呼ばれる城があり、現在、〔昆陽〕州の治所となっている[12]」という記載だけで、同地が唐の河東州であったかはわからない。『明史』巻 46「地理 4・昆陽州」では同地が唐の河東州であったとする説を採用しておらず、『雲南図経志書』所説の根拠は不明である。

③について、唐・樊綽の『蛮書』巻 5 に「渠斂趙は、もともとは河東州である[13]」という記述がある。向達は渠斂趙が後の趙州、今の大理州鳳儀鎮のことだと指摘している。しかし向達は②の昆陽州説と関連付けて、渠斂趙は雲南東部の河東州（昆陽）の管轄下にあったため、『蛮書』ではこの地を河東州（の管轄下）と記したと考えた[14]。ただし上述のように唐宋代史料には昆陽州が唐の河東州であるとする根拠はみあたらない。このため向達の解釈は議論の余地がある。一方、方国瑜も、この渠斂趙の地に王仁求が任じられたと断定はしていない。しかし唐初に渠斂趙に設置された河東州は後に廃止されたため、新・旧『唐書』にその記載がなかったのだろうと指摘する[15]。このため渠斂趙が河東州であった可能性を残している。

同碑に記述によれば、王仁求が河東刺史などの職を授けられたという記述の後に、唐の咸亨年間（670-674）、陽瓜州における蒙斂の叛乱についての記述がある。方国瑜は『旧唐書』巻 5

[8] 雲南省文物考古研究所等 1993：19。
[9] 向達 1962：121-122、方国瑜 1984：853。
[10] 向達 1962：121。
[11] 古之渠藍川。蠻云巨嶠。唐為河東州。
[12] 在滇池南、僰・獹雑夷所居、有城曰巨橋、今為州治。
[13] 渠斂趙、本河東州。
[14] 向達 1962：121。
[15] 方国瑜 1984：853。

「高宗本紀下」咸亨 3 年正月辛丑（12 日、西暦 672 年 2 月 12 日）条の「梁州・益州等 18 州の兵に命じて 5300 人を募り、右衛副率梁積壽を姚州に派遣して叛乱を起こした蛮（現地勢力）を攻撃した」[16]という記事に注目し、これが蒙歛の叛乱のことだと指摘する[17]。このとき王仁求は唐の鎮圧軍に従い功績を挙げたという。陽瓜州は今の大理州漾濞県にあたり[18]、現在の鳳儀鎮の西方に位置する。この碑文内容だけでは刺史任命と叛乱鎮圧との前後関係は明らかでない。しかし王仁求が任じられた河東州が大理盆地南部の鳳儀鎮付近であったと考える方が、王仁求の従軍の理由も納得できる。すなわち鎮圧の報償として叛乱地付近に任ぜられた（ただし王仁求は叛乱鎮定の 2 年後に死去したとみられる）。あるいは叛乱地に近い地域にすでに任じられていたため、従軍したかのどちらかである。このため私は王仁求が刺史として任じられたのは現在の鳳儀鎮付近だとするのが妥当であると推測する。ただし現状ではこれ以上の根拠もない。これについては今後の課題としたい。

同碑は王仁求の子、王善宝が立てた。王善宝の名は『旧唐書』巻 91「張柬之伝」に「〔周の〕垂拱四年（688）になると、蛮の郎将王善宝・昆州刺史爨乾福がさらに〔姚〕州府（今の雲南省楚雄州姚安）の設置を願い出た[19]」とある。この記事の「蛮（現地人）の郎将王善宝」こそ、立碑者たる王善宝と同一人物であろう。姚州府は唐朝の雲南進出のための前線基地であった[20]。姚州設置をめぐっては現地勢力の抵抗もあったが、王善宝は唐の雲南支配に対してむしろ積極的な立場であったと思われる。また後掲の碑文によれば、王善宝の祖父は唐の別駕・大都督にしたがい、少なくとも王仁求の代には唐の官職を授かっていたという。さらに王仁求は姚州府以西に 20 余州を置くことを上奏し、唐による叛乱鎮定にも従軍している。また王善宝自身、京師において宿衛の任に当たった経歴が記され、また父の官職である河東州刺史を継承している。このように王氏一族は少なくとも王善宝の祖父の代より親唐（周）的立場を採っていたことがわかる。

2．2．著者の閭丘均について

碑文の作者は四川成都の文人、閭丘均である。『旧唐書』巻 190 中「陳子昂伝」の末尾に、閭丘均に関する記述がある。

> 〔陳〕子昂が亡くなった後、益州成都の人である閭丘均も、また文章により著名となった。〔唐の〕景龍中（707-710）に安楽公主の推薦により、官に挙げられて太常博士を授かった。しかし〔安楽〕公主が誅殺されると[21]、連座して循州（今の広東省惠陽県付近）の司倉に降格され、亡くなった。選集として 10 巻がある[22]。

---

[16] 発梁・益等一十八州兵募五千三百人、遣右衛副率梁積壽往姚州擊叛蠻。
[17] 方国瑜 1984：113
[18] 方国瑜 1987：339.
[19] 至垂拱四年、蠻郎將王善寶・昆州刺史爨乾福又請置〔姚〕州。
[20] 魯正清 2014：69-74.
[21] 安楽公主が李隆基（後の玄宗）に誅殺されたのは、景龍 4 年（710）6 月（唐龍元年 6 月）のことである。（『旧唐書』巻 51「后妃上」参照。）
[22] 子昂卒後、益州成都人閭丘均、亦以文章著稱。景龍中、為安樂公主所薦、起家拜太常博士。而公主被誅、均坐貶為循州司倉、卒･･･後略･･･。

上記の安楽公主の誅殺は、景龍 4 年（唐隆元年、710）6 月に李隆基（後の玄宗）によってなされた（『旧唐書』巻 51「后妃上」)。また『新唐書』巻 60「芸文志・芸文 4」によれば、閭丘均の文章は「閭丘均集二十巻」にまとめられ、世に知られていたという。

閭丘均は雲南地方といかなる関わりを持っていたのだろうか。ここで『旧唐書』巻 7「中宗本紀」の記事をみていこう[23]。

〔神龍 3 年 6 月〕戊子(25 日：西暦 707 年 7 月 25 日)、姚嶲道討撃使・侍御史である唐九徵が姚州（今の雲南省姚安一帯の地域）で反乱を起こしていた蛮（現地勢力）を撃破し、3000 人ばかりの捕虜を得た。その場所に石碑を刻んで功績を記念した。

唐・中宗年間に、唐九徵なる人物は雲南に侵攻して現地勢力を撃破し、戦勝記念として石碑を立てさせたという。これに関連して唐・劉肅撰『唐新語』巻 11「唐九徵」に以下の記事がみられる[24]。

唐九徵が御史・監霊武諸軍であった時、吐蕃が蜀（四川）・漢（漢中）に入寇してきた。九徵は兵を率いて永昌郡を出ること千里以上、吐蕃を討伐した。戦闘を重ねてみな勝利した。…中略…管記である閭丘均に命じ、石碑を剣川に刻ませた。〔さらに〕鉄の碑を滇池に建て、その功績を記念した。

以上 2 つの記述をみると、石と鉄との材質の違いはあるものの、唐九徵の雲南遠征の際、記念碑が立てられたと述べている。そしてその碑文は現存していないものの、この遠征に従軍した閭丘均によって書かれたという。

このように閭丘均は雲南に隣接する益州（四川）の人であり、文章家として著名であった。彼は 698 年までに雲南の王善宝と何らかの接触があり、その父の墓碑の碑銘を手がけた。そして 707 年には雲南遠征軍にも文書を掌る管記として随行し、雲南へ赴いた可能性が高い。その後、710 年に安楽公主に連座させられ、失脚したという。つまり閭丘均は 7 世後半から 8 世紀初め頃に雲南の支配層と何らかの関係を持ち、さらに雲南地方にも直接訪れたことのある人物であった。

また清代史料ではあるものの、康熙『雲南通志』巻 24「流隅」には、先の『旧唐書』や『唐新語』の記事に基づいた閭丘均の伝が記されている[25]。さらに同書巻 29「藝文」に閭丘均作とされる大理地方の洱海を詠んだ律詩、「題洱海臨水亭」が掲載されている。この詩が、実際に閭丘均が詠んだ詩かどうかは不明だが、少なくとも清代雲南の知識人の間でも閭丘均は雲南に関わりのある人物だとみなされていたことがわかる。

2. 3.「大周故河東州刺史之碑」所引の漢籍

具体的な分析は「3.」以降に示すものの、閭丘均は同碑文を作成する際に、以下の漢籍の記

[23] 戊子、姚嶲道討撃使、侍御史唐九徵撃姚州叛蠻、破之、俘虜三千計、遂於其處勒石紀功焉。

[24] 唐九徵為御史・監靈武諸軍時、吐蕃入寇蜀・漢。九徵率兵出永昌郡千餘里、討之。累戰皆捷。…中略…命管記閭丘均、勒石於劍川。建鐵碑於滇池、以紀功焉。

[25] 閭丘均。成都、呉陳子昂杜審言齊名。武后時官博士、尋罷、後従唐九徵為管記南中碑碣□由其手。今傳□臨水亭詩爲蒼洱、作載藝文志。

述を直接的・間接的に引用・参考にしたと考えられる。

【経】

『孝経』「諸侯 章第 3」

『孝経』「喪親 章第 18」

『春秋左氏伝』「僖公 5 年」

『春秋左氏伝』「成公 2 年」

『春秋左氏伝』「襄公 4 年」

『周易』繫辞上伝

『周易』繫辞下伝

『礼記』「檀弓下」第 4

『論語』「学而」

【史】

『国語』第 1「周語上」

『史記』巻 2「夏本紀」

『史記』巻 4「周本紀」

『史記』巻 6「秦始皇本紀」

『漢書』巻 24 上「食貨志第 4 上」

『後漢書』巻 40 下「班固伝」

『後漢書』巻 47「班超伝」

『三国志』「魏書」第 30「烏丸・鮮卑・東夷伝」

『東觀漢紀』伝 11

【子】

『荘子』内篇第 2「德充符」

『新序』雑事 1

『南華真経註疏』巻 7「内篇太宗師第 6」

【集】

司馬遷「報任少卿書」『文選』巻 41

左思「呉都賦」『文選』巻 5

以上のように同碑文には儒教経典のほか、道教・歴史学・文学関連の漢籍が引用されている。管見のかぎり仏典からの引用は確認できなかった。しかし上述のように同碑上部に 2 体の仏像が彫られているため、この時期すでに中国系の儒・仏・道三教の思想が雲南地域の支配層・知識人に受け入れられていたことが予想される。同碑文は雲南の知識人が自ら記したものではない。しかし大量の漢籍資料に基づいて記された碑文が、その先祖が山西の太原より雲南に移住したと「自称」する王仁求一族の墓碑として記され、かつ雲南の安寧地方に安置された事実は注目すべきであろう。また雲南の支配階層が隣接する四川地方の知識人に碑文を依頼している事実は、当時の雲南支配層と中国との関係を考える上でも興味深い。

少なくともこの碑文の存在により、7 世紀末の雲南において現地勢力の権威の一端は漢文化

によって表現されていたことがわかる。雲南地方では 8 世紀半ばに蒙氏が南詔国を建国し、その後半期には観音信仰を中心とした独自の王権説話を創り上げた[26]。しかしその独自の宗教的世界観は、かえってそれまでの雲南知識人たちが持つ大量の漢文知識を基礎に構築されていった可能性がある[27]。これ以降の南詔国・大理国における漢文化の影響を考える上でも同碑文の分析は非常に重要であると考える。以下、釈文・書き下し文・試訳を示し、同碑文の内容を分析していこう。

3.【釈文】

＊「王叔武 1983：21-28」所収「唐王仁求碑校補」を底本とする。釈文の（　）内は王叔武が複数の録文を比較した上で補っている部分。行頭の算用数字は碑文の行数。下線は漢籍からの引用がなされている、あるいは影響を受けていると考えられる部分である。

大周故河東州刺史之碑

1　唐朝故使持節河東州諸軍事、河東州刺史、上護軍王府君碑銘並序。成都閭丘均文。長子雲麾將軍行左鷹揚衛翊府中郎將、

2　使持節河東州諸軍事、兼河東州刺史、上輕車都尉、新昌縣開國子、公士王善寶自書。

3　夫神有所服謂之威、名有所宗謂之德、威非大者則不能以率服、德非厚者則不能以獨宗。是故靈鳳騰絶於雲氣、附從眾鳥、猛虎耽

4　<u>踞於山林、震恐百獸</u>[28]。豈其綷飾毛羽、以求嘉類之殊、磨利爪牙、以取雄羣之勢。蓋云才、力所素出。苞、象所自全、固其然也。抑聞赭汗明

5　珠、多從於西域。異物奇玩、必致於南州、期於服用法駕、充光内府、千金是資萬乘為器者、何必顧池隍而先貴、黜幽荒而靡錄哉。君諱

6　　仁求、安寧郡人也。其胄出於太原、曰遷播而在焉、十有餘世。氏族之系、肇命王子、著顯之美、稱高汾晉。若忠節義氣、祖纘於家風。

7　佐代經時、歷書於史筆、被知今古、無及其詳。<u>昔有夏之衰、弃稷不務、至乎不窋、用失其官。自竄於戎狄之間、莫怠於先君之業</u>[29]。<u>守以敦</u>

8　<u>篤、奉以忠信。奕世載德、不忝前人</u>[30]。擬之其倫、庶以匹合。清懿有矚、所居必聞。而太伯逃吳、文身之風既習。降少卿虜、毳幙之化無違。夫

9　豈厭好典文、甘心朴野。事有與適、安土恆尚其宜、時或可從、愛禮必同其欲。祖　　漏、隨別駕、斡具英爽、風理軒邁。鷹揚推於顯化、驥

10 足整於長途。　　轉隨大都督。身日律度、材者梓漆、劉弘望賢於十部、陶偪榮重於八州。君遇行運之秀、德膺鬼神之靈。會<u>道與其</u>

---

[26] 南詔国後半期の王権思想については「立石謙次 2003:205-239」を参照。

[27] 南詔国における漢文化受容の問題については、「藤澤義美 1969：540-554」を参照。

[28] 猛虎處深山、百獸震恐：「猛虎處深山、百獸震恐」（「報任少卿書」『文選』巻 41）。

[29] 昔有夏之衰、棄稷不務、至乎不窋、用失其官。自竄於戎狄之間、莫怠於先君之業：「及夏之衰也、棄稷不務、我先王不窋用失其官、而自竄于戎狄之間、不敢怠業」（『国語』第 1「周語」）。

[30] 守以敦篤、奉以忠信。奕世載德、不忝前人：「守以敦篤、奉以忠信、奕世載德、不忝前人」（『国語』第 1「周語」上）。

11 貌[31]、⿱亠爪（亶）乃聰。明㊉在懷、瓌寶溢目[32]。謂海蓋廣、宏量渟澹而（愈）深。謂山蓋高、巖容隆邈而難仰。智則有達、明則能通、推可而斯行、擇善而

12 後動。不事於所欲、不為於所求。和（説）所以久恃、貞果所以立（斷）、倫敘多其信行、州里高其義聲。大略觀書、知風聽樂。擊劍盡騰猨之術、

13 操弓過飲羽之妙。可以往視尓事[33]、匡飾有邦。故王制輔成以傋貢賦。至於五千里、州十二師。外薄四海、咸建五長[34]。君有運理羣物[35]之才、

14 懷嘉保邊裔之略。無待累次、宜綜藩條。出身使持節河東州諸軍事、河東州刺史、加上護軍。由乎大翼負風、凌⿱亠爪池以絶奮。巨鱗激水、

15 期孟諸而一宿。若乃訓以生聚之方、開其資財之道[36]、顓川澤之利、管山林之饒[37]。内足以養老敬孝、外足以事上供税[38]、力役齊平、教化清

16 靜。通其變使人不倦[39]、愛其費使人以時[40]。賞及牛馬、恩肥土域[41]。庶心咸服、異俗爭歸。（雖）未能大革情性、均之雅俗、然其一變風聲、稱爲賢

17 吏矣。⿱亠皿（以）將求寵於大圀、以和其民人[42]、招慰奏置姚府已西廿餘州、俾睦（其）德。自前漢六代、外事四夷、開夜郎之道[43]、綏哀牢之圀[44]、（凡）屬

18 分置、聲化率流、既處於僻界荒埀、不能爲中圀輕重[45]。時復廢弃、但云羈縻。君以㙜形平衍、生殖豐阜、彼延企而慕思、宜郡縣以（庶）畜。在

19 乎唐運、實效其勤。孰與使者唐蒙疆略南㙜、轉粟深於驚恐、發卒至於殘傷、可同㊁論哉。然貪戾君長、負遠放命、灾我城邑、延我平人。

20 陽瓜州刺史蒙儉實始其亂。咸亨之歲、犬羊大擾、梟將失律、元兇莫懲。君武則虓闞、義以憤惋、擐犀衣以奮擊、驅虎旅而先（登。滅其）猖

21 狂之種、殲厥逋誅之師。遐垠是賴、到于今而克寧。勲在王室、藏於盟府[46]。則侯子綺吾、破虜截級、中圀蒙其惠、帝主（勞）其身。曾何（足）尚、嚴

---

[31] 道與其貌：「道與之貌」（『荘子』内篇第 5「德充符」）。
[32] 瓌寶溢目：「窺東山之府、則環寶溢目」（「呉都賦」）。
[33] 可以往視尓事：「舜曰、女其往視爾事矣」（『史記』巻 2 夏本紀）。
[34] 故王制輔成以傋貢賦。至於五千里、州十二師。外薄四海、咸建五長：「輔成五服、至于五千里、州十二師、外薄四海、咸建五長」（『史記』巻 2 夏本紀）。
[35] 運理群物「運理羣物、考驗事實、各載其名」（『史記』巻 6「秦始皇本紀」）。
[36] 開其資財之道：「為開其資財之道也」（『漢書』巻 24 上「食貨志第 4 上」）。
[37] 顓川澤之利、管山林之饒：「又顓川澤之利、管山林之饒」（『漢書』巻 24 上「食貨志第 4 上」）。
[38] 内足以養老盡（敬）孝、外足以事上供税：「民財内足以養老盡孝、外足以事上共税（『漢書』巻 24 上「食貨志第 4 上」）。
[39] 通其變使人不倦：「通其變。使民不倦」（『周易繫辞伝』下）。
[40] 愛其費使人以時：「節用而愛人。使民以時」（『論語』「学而」）。
[41] 賞及牛馬、恩肥土域：「賞及牛馬、恩肥土域」（『史記』巻 6「秦始皇本紀」）。
[42] 以和其民人：「保其社稷而和其民人」（『孝経』「諸侯 章第 3」）。
[43] 外事四夷、開夜郎之道：「孝武雖外事四夷、東平兩越、朝鮮、西討貳師、大宛、開卬苲、夜郎之道」（『三国志』「魏書」第 30）。
[44] 綏哀牢之圀：「遂綏哀牢」（『後漢書』巻 40 下）。
[45] 既處於僻界荒埀、不能爲中圀輕重：「然皆在荒服之外、不能為中國輕重」（『三国志』「魏書」30）。
[46] 勲在王室、藏於盟府：「勲在王室、藏於盟府」（『春秋左氏伝』「僖公 5 年」）。

22 （遵）所謂周密無形為計（謀）主、堅強不變為圀家（柱）者己。嗚呼。舟日故矣[47]、誰留於變化。梁其壞乎、己非於疇昔、壐賢皆死、爪道謂（何）。粤咸

23 亨五乖八卍十五乙疾而終、春秋卌四。長子雲麾將軍、行左鷹揚衛翊府中郎將使持節河東州諸軍事、河東州刺史、上輕車都尉、

24 新昌縣開圀子、公士善寶、炳靈滇水、降神禺山、端儼有望、簡貴不雜。音儀朗乎秋卍、詞令潤乎春雲。如蘭之精、猶金之利[48]。能（慈）能惠、不

25 忌不剋。誠立無易於暗昏、言出必應於遠迩。故能保世滋大、昭前之光[49]。嗚將驚人、飛而食宍[50]。張博望收庸於屬圀、魏獻子受（錢於）和戎。

26 功熙亮采、職庀中外。雖則符守方鎮、恆以宿衛京都。至於朝逘班爵之儀、彝倫上下之序、樂懸禮物之數、軍麾圀憲之容、莫不（悉）懷胷

27 襟、流入骨髓。乃感念追遠、永言孝思。污隆適從、無所失道。則時兼有、執而能修、張於神明之器、附於絞衾之物。崇其封塋、設（此銘）表、鬱

28 鬱潤澤、白虎之候可占。洪洪博平、雄龍之象終吉。故其土性淳質有如上代、安錯儀軌弗踐、終經。聞斯行諸[51]、宜我告始。則知禮敬合葬、

29 自周公而乃來[52]。古不高墳、傳孔丘而共立。固非率而作者、聊使於事業。迹而用者、遂成於典謨。夫身已沒而名不盡、世弥久而功愈[53]劭。

30 凡百彥哲、託乎鐫紀。一稱至行、二美具存、愛之斯錄之矣、敬之斯盡其道焉[54]。銘曰：

31 先王疆理[55]、其義賓睦。小圀附庸、冈弗祇服。壐人在位、羣生蒙福。寔育駿賢、爲之司牧。翼翼夫子、守終純（固）[56]。振鱗洪波、驤首爪路。開置郡

32 道、招携款慕。平此凶驕、掃茲氛露。高烈時暢、懋賞惟嘉、敦愛種落、輔助邦家。嘗聞仁善、享壽宜遐。奈（何）不續、黃鳥嗟嗟。先以遠乙、安其

33 宅兆[57]、墓門將閉、陰堂不曉。冪漠隴煙、哀悽山鳥。行人墮淚、空見銘表。

壐曆元乖亾匝拾柒乙葬、其乖拾匝拾乙立。

---

[47] 舟日故矣：「而自以為故；舟日易矣」（『南華真経註疏』巻 7「内篇太宗師第 6」）。
[48] 如蘭之精、猶金之利：「二人同心、其利斷金。同心之言、其臭如蘭。」（『周易』繫辞上伝）。
[49] 昭前之光：「至于文王、武王、昭前之光明而加之以慈和」（『史記』巻 4「周本紀」）。
[50] 飛而食宍：「生鷰頷虎頸、飛而食肉、此萬里侯也」（『東觀漢紀』伝 11）「生燕頷虎頸、飛而食肉、此萬里侯相也」『後漢書』巻 47「班超伝」）。
[51] 聞斯行諸：「子路問、聞斯行諸」（『論語』巻第 6 先進第 11）。
[52] 則知禮敬合葬、自周公而乃來：「武子曰、合葬非古也。自周公以来未之有改也」（『礼記』「檀弓 上」第 3）。
[53] 愈：「張芳樹 1993 第 10 冊：3」より補う。
[54] 愛之斯錄之矣、敬之斯盡其道焉：「愛之斯錄之矣、敬之斯盡其道焉耳」（『礼記』「檀弓 下」第四）
[55] 先王疆理：「先王疆理天下」（『春秋左氏伝』「成公 2 年」）。
[56] 守終純（固）：「吾聞夫犬戎樹惇、帥舊德而守終純固、其有以御我矣」（『国語』「周語上」）
[57] 安其宅兆：「卜其宅兆、而安措之」（『孝経』「喪親」）。

4.【書き下し文】

＊（　）内は漢字の読み。

大周故河東州刺史之碑
唐朝故使持節河東州諸軍事・河東州刺[58]史・上護軍王府君碑銘並序。
成都閭丘均の文。長子雲麾將軍行左鷹揚衛翊府中郎將・使持節河東州諸軍事・兼河東州刺史・上輕車都尉・新昌縣開囿子・公士たる王善寶自ら書す。

夫れ神の服する所は之を威と謂ふ、名の宗（たつと）ぶ所有るは之を德と謂ふ、威の大に非ざる者は則ち以て率（み）な服せしむる能はず、德の厚きに非ざる者は則ち以て獨り宗ばるる能はず。是が故に靈鳳騰りて雲氣を絶ち、眾鳥を附き從はしめ、猛虎山林に耽踞して、百獸を震へ恐れせしめん。豈に其れ綷（ゑぎぬ）もて毛羽を飾り、以て嘉類の殊を求め、爪牙を磨き利し、以て雄群の勢を取らんや。蓋し云ふ、才とは、力の素より出づる所にして。苞[59]とは、象（かたち）の自ら全ふする所なりて、固より其れ然るなり。抑々聞くに赭汗[60]・明珠は、多く西域に於て從りす。異物奇玩は、必ず南州於り致す、法駕に服用さるるに於いて期し、内府を充たし光（かがや）かす、千金は是れ萬乘に資するの器と為る者にして、何ぞ必ず池隍を顧みて而して先ず貴び、幽荒を黜け而して錄する靡き哉。君諱は仁求、安寧郡の人也。其の胄（ちすぢ）太原於り出で、曰[61]りて遷播して焉に在ること、十有餘世なり。氏族の系、肇（なが）く王の子に命（あたへ）られ、之の美を著はし顯はし、汾[62]晉[63]に稱へ高めたり。忠節義氣の若きは、祖の家風に於て纘（う）け。代（よ）を佐け時を經て、書を歷（け）みするに史筆に於てせば、今古を知るに被（およ）ぶも、其の詳に及ぶ無し。昔夏の衰ふる有り、弃稷[64]務めず、不窋[65]に至り、用て其の官を失ふ。自ら戎狄の間に竄（のが）るるも、先君の業を怠る莫し。守るに以て敦篤にして、奉ずるに忠信を以てす。世を奕ね德を載せ、前人を忝（はづかし）めず。之れ其の倫（みち）に擬（なら）ひ、庶ふに以て匹合す。清く懿（うるは）しきこと矚（み）る有りて、居す所必ず聞く。而して太伯[66]吳に逃れ、文身の風既に習ふ。少卿[67]虜に降り、毳幙[68]の化違ふ無し。夫れ豈に典文を好むを厭ひ、心の朴野たるに甘んぜんや。事の與（したし）み適（ゆ）く有りて、土を安んずるに恆（つね）に其の宜を尚び、時に或ひは從ふ可くあらば、禮を愛（をし）みて必ず其の欲するところを同じふせん。祖の漏は別駕[69]に隨ひ、斡（めぐ）りて

[58] 刺：刺。。
[59] 苞：飾り
[60] 赭汗：名馬のこと。
[61] 曰：因。
[62] 汾：山西省汾陽一帯。
[63] 晋：山西省太原以東及び河北省。
[64] 弃稷：后稷。
[65] 不窋：后稷の子。
[66] 太伯：周代古公亶父の子、呉の国を建てる。
[67] 少卿：前漢・李陵のこと。
[68] 幙：幕。
[69] 別駕：刺史の巡行に随行する官。

英爽を具へ、理を風し軒（たか）め邁（つと）め、鷹揚として顯化を推し、驥足長途に於て整へり。轉じて大都督[70]に隨ひ、身ら日々律して度せり、材は梓漆にして、劉弘望は十部に賢たりて、陶偪[71]榮は八州に重んぜらる。君行運の秀に遇ひ、德は鬼神の靈を膺（うけ）る。道に會ひ其の貌を與へるは、而[72]亶（まこと）に乃ち聰たり。明卍[73]懷に在り、環寶は目に溢れ。海の蓋し廣きを謂ふは、宏量にして渟（たた）へ澹（しづ）まり而して愈々深し。山の蓋し高きを謂ふ、巖容隆き邈に而て仰ぎ難し。智なれば則ち達する有り、明なれば則ち能く通ぢ、推して可なれば而して斯れ行ひ、善を擇びて而して後に動く。欲する所に於て事めず、求むる所に於て為さず。和もて久しく恃むの所以を説き、貞は果して立ちどころに斷ずるの所以とし、倫もて其の信行多きを敘べたれば、州里に其の義聲を高めたり。大略書を觀て、風を知り樂を聽く。劍を擊てば騰猨の術を盡し、弓を操れば飲羽の妙に過ぎたり。以て往きて爾の事を視、匡飾して邦を有つ可し。故に王制もて輔成し以て貢賦を備[74]（そな）へたり。五千里に至り、州十二師たり。外は四海に薄り、咸な五長を建てり。君は群物を運理するの才有りて、邊裔を嘉く保つの略を懷く。累次を待つ無く、宜しく藩條を綜べり。出身は使持節河東州諸軍事・河東州刺史・加上護軍たり。大翼もて風を負ふに由り、而池を凌（しの）ぎ以て絶だ奮ふ。巨鱗水を激しふし、孟諸に期して一たび宿る[75]。若し乃ち生聚を訓する方を以てせば、其の資財の道を開き、川澤の利を顓（よ）くし、山林の饒を管す。内に足らしむるに以て老を養ひ孝を盡し、外に足らしむるに以て上に事（つか）へて税を供し、力役齊しく平かにして、教化すること清靜たり。其の變に通じ人をして倦まざらしめ、其の費を愛み人を使うに時を以てす。賞は牛馬に及び、恩は土域を肥やす。庶心咸な服し、異俗爭ひて歸す。未だ大ひに情性を革め、之を雅俗に均しふするに能はざると雖も、然れども其れ風聲を一變し、稱して賢吏と爲せるか。甅（はじ）[76]め之れ將に寵を大圀[77]に求め、以て其の民人を和し、招慰するに姚府以西廿余州を置くを奏し、其の德に睦ませしむ。前漢自り六代、外は四夷に事（つと）め、夜郎の道を開き、哀牢の圀を綏んじ、凡そ屬して分けて置かしめ、聲化率く流（おこ）なわれ、既に僻界荒垂に處するも、中圀に輕重を爲す能はず。時に復た廢弃せられ、但だ羈縻のみを云ふ。君は峚[78]形の平衍にして、生殖豐阜を以て、彼れ延企而て慕思し、宜しく郡縣以て畜ふを庶ひたり。唐の運に在りて、實

---

[70] 大都督：『旧唐書』巻 41「地理志 4・劍南道」によれば、唐・龍朔 2 年（662）、今の成都に大都督府が設置されている。成都府は王仁求の出身地安寧を含む昆州をも統括している。このため、この部分は 662 年以降のことを述べている可能性が高い。「成都府。隋蜀郡。武德元年、改為益州、置總管府、管益・綿・陵・遂・資・雅・嘉・瀘・戎・會・松・翼・嶲・南寧・昆・恭十七州。･･･中略･･･龍朔二年、升為大都督府･･･後略･･･」。

[71] 偪：侃。

[72] 而：天。

[73] 卍：月、「張樹芳主編 1993 第 10 冊：2」では「卐」とする。

[74] 備：「備」の誤りか。

[75] 大翼もて風を負ふに由り云々：漢・劉向『新序』雑事 1 を参照。「故鳥有鳳而魚有鯨、鳳鳥上擊于九千里、絕畜雲、負蒼天、翱翔乎窈冥之上、夫糞田之鴳、豈能與之斷天地之高哉。鯨魚朝發崑崙之墟、暴鬐於碣石、暮宿於孟諸、夫尺澤之鯢、豈能與之量江海之大哉」。

[76] 甅：初。

[77] 圀：國。

[78] 峚：地。

に其の勤を效（つく）す。孰ぞ使者唐蒙[79]の疆（し）ひて南塞略し、粟を轉じて驚恐を深からしめ、卒を發して殘傷に至しむると同㊀[80]に論ずる可きや。貪戾たる君長、遠きを負ひ命を放ち、我が城邑に灾（わざは）ひし、我が平人を延（まね）く。陽瓜州刺史蒙儉[81]實に其の亂を始めたり。咸亨の歲、犬羊大ひに擾（みだ）れ、梟將律を失ひ、元兇懲する莫し。君武なれば則ち虓闞し、義は憤惋を以てす、犀衣を擐きて以て奮擊し、虎旅を驅りて而して先に登る。其の猖狂の種を滅し、厥の逋誅の師を殲ぼせり。遐ほき垠（さかひ）は是れ賴（さいはひ）たり、今に到り而して克く寧ずる。勲は王室に在り、盟府に藏せり。則ち侯子たる綺吾[82]、虜を破り級を截ち、中囹其の惠みを蒙（あつ）くし、帝主其の身を勞ふ。曾何（なん）ぞ尚ほ所謂周密無形を嚴（たっ）とび遵ひて計謀の主と為すに足らん、堅強不變は囹家の柱為る者己み。嗚呼。舟の日々故（ふる）くなる矣、誰ぞ變化を留めん。梁は其れ壞たれる乎、己（すで）に疇昔に非ず、壟[83]賢皆な死し、爪道何をか謂わん。粤に咸亨五乖[84]八卍十五日、疾に而て終はる、春秋卌四。長子雲麾將軍・行左鷹揚衛翊府中郎將使持節河東州諸軍事・河東州刺史・上輕車都尉・新昌縣開囹子・公士善寶、靈を滇水[85]に炳（かがや）かし、神を禺山[86]に降し、端儼有望にして、簡貴雜らず。音儀は秋月に朗かにして、詞令は春雲に潤せり。蘭の精の如く、金の利の猶し。能く慈しみ能く惠みたり、忌まず克せず。誠立つれば暗昏に易ふる無く、言出だせば必ず遠邇に應じたり。故に能く世を保ちて滋々大（ひろ）がり、昭前の光あり。鳴きては將に人を驚かし、飛びては宍（にく）を食らふ。張博望[87]庸（いさお）を屬囹に收め、魏獻子[88]錢を受けるに戎を和するに於いてす。功熙（あき）らかにして亮るく彩（かがや）き、職は中外に庀（をさ）めたり。符に則り方鎮を守ると雖も、恆に以て京都に宿衛す。朝逡[89]班爵の儀、彝倫上下の序、樂懸禮物の數、軍麾囹憲の容に至りては、悉く胷[90]襟に懷かざる莫く、骨髓に流入せり。乃ち感念して遠追し、永えに孝思を言わん。汚隆[91]は適ふに從へば、道を失する所無し。時に則り兼有し、執りては能く修め、神明の器を張り、絞衾の物を附す。其の封塋を崇（た）て、此の銘表を設け、鬱鬱とした潤澤は、白虎の候占ふ可し。洪洪として博く平らかなる、雄龍の象は吉に

---

[79] 唐蒙：『史記』巻 116「司馬相如列伝」参照。

[80] ㊀：日。

[81] 蒙儉： 蒙儉の叛乱の鎮定については「又破賊設蒙儉露布」（『駱賓王文集』巻九所収）次のようにみえる「唯蒙儉脫身挺險、負命窮山、顧巢穴而靡依，逃晷漏其何幾。･･･中略･･･凡在歸降，隨事招撫，與之更始，復其故業」。

[82] 侯子綺吾：王仁求の子のことを述べているか、あるいは管夷吾（仲）のことか（『春秋左氏伝』「僖公 12 年」参照）、待考。

[83] 壟：聖。

[84] 乖：年。

[85] 滇水：滇池。

[86] 禺山：禺同山、今の雲南省楚雄州大姚県内にあったとされるが、現在の名称は不明（方国瑜 1987：192, 204）。

[87] 張博望：前漢・張騫のこと。

[88] 魏獻子：魏獻子（魏舒）ではなく、その祖父魏荘子（魏絳）のことか（『春秋左氏伝』襄公 4 年）参照。

[89] 逡：庭。

[90] 胷：胸。

[91] 汚隆：世の盛衰、政治の興廃。

終る。其の土性淳質にして上代の如く有るが故、安んぞ儀軌を錯まり踐ま弗りて、終ひに經（をさ）めん。聞くがままに斯れ諸（これ）を行はんか、我れ始めを告（と）ふに宜し。則ち知る禮敬もて合葬するは、周公自り而て乃ち來る。古へは墳高からず、孔丘に傳わりて而して共に立つ。固より率に而て作す者に非ざれば、聊かに事業に使（もち）ふ。跡（なら）ひて而て用ひる者は、遂に典謨を成す。夫れ身は已に沒して名盡きず、世弥々久しく而して功愈々劭（うる）はし。凡百の彥哲もて、鐫紀せるに乎（おい）てす。一に至行を稱へ、二に具存を美（たた）へ、之を愛み斯れ之を錄する矣、之を敬して斯に其の道を盡さん焉。

銘に曰く：先王の疆理、其の義もて賓すること睦たり。小圀附庸は、祇だ服せ弗る冈[92]（な）し。璧人在位するや、羣生福を蒙りき。實に駿賢を育くみ、之を司牧と爲す。翼翼たる夫子、守るに終に純固たり。鱗は洪波を振ひ、首を𠀤路に驤（めぐ）らし。開きて郡道を置き、款（まこと）に慕ふを招携す。此の凶驕を平らげ、茲の氛露を掃ふ。高く烈しき時は暢り、懋賞して帷（た）だ嘉みし、敦く種落を愛す、邦家を輔助したり。曾て仁善なるを聞き、享壽は宜しく遐（とほざ）かるべし。奈何ぞ續かざる、黃鳥嗟嗟たり。先ず遠㊁を以て、其の宅兆を安じ、墓門將に閇[93]めんとせば、陰堂曉かならず。冪漠たる隴煙、哀棲する山鳥。行人淚を墮し、空しく銘表を見ん。

聖曆元乖𠀤[94]匜[95]拾柒㊁葬むり、其乖拾匜拾㊁立つる。

[92] 冈：罔。
[93] 閇：閉。
[94] 𠀤：正。
[95] 匜：月。

5.【試訳】

＊旧字体・正字体・異体字は当用漢字に改める。（　）内は訳者による説明。〔　〕内は訳者による補足。

大周故河東州刺史之碑

唐朝故使持節河東州諸軍事・河東州刺史・上護軍王府君の碑銘並びに序。

成都閭丘均の文。長子雲麾将軍行左鷹揚衛翊府中郎将・使持節河東州諸軍事・兼河東州刺史・上軽車都尉・新昌県開国子・公士たる王善宝が自ら書く。

そもそも魂が服するものを威という。名が尊ぶものを徳という。威が大きくなければすべてを屈服させることはできないし、徳が厚くもないのにただ尊ばれることはない。

このために霊鳳は飛び上がり雲気にいたるだけで、多くの鳥を付き従わせ、猛虎は山林にまどろみ盤踞しているだけで百獣は恐れおののく。どうしてわざわざ絹織物で羽毛を飾り、ことさらにめでたい様を際立たせたり、爪や牙を研いで鋭利にして、群れの中で勢いを誇示したりする必要があろうか。

才能とは力が本来引き出すもの、飾りとはその姿が備えているものであることは、もとより当たり前のことだといえよう。そもそも聞くところでは駿馬や美しい宝玉は西域で産出し、珍しい産物は必ず南方諸州よりもたらされるという。〔これらは〕天子の御輿に用い、内府を満たし輝かすもので、千金は天子とその軍隊の助けとなることが期待される。どうして必ず都市を尊んで、辺境のことを退け記録しないことがあろうか。

〔父〕君の諱（いみな）は仁求、安寧郡の人である。その家系は太原出身で、移住してこの地に到り、すでに 10 世代以上を経た。氏族の継承は、久しく王氏の子孫に享受され 、顕彰された手柄は、太原地方にて称賛され高まった。

忠節義気は、家風として先祖より受け継がれた。王朝を補佐し時を経ており、歴史書を総覧すれば、古今のことを知ることはできるが、その〔王氏の〕詳細に及んでいない。

昔、夏王朝が衰えると、〔周王朝の祖〕后稷は〔農業の〕務めを果せなかったものの、〔子の〕不窋の代には、自ら蛮族地域に身を隠し、先君の行い(農業)怠らなかった。篤くこの務めを守り、忠信をもって努めた。代々徳を重ね、前人に恥じることがなかった。その道徳に倣い、婚姻を求めた。優れた徳行はみるべきで、居所は必ず尋ね当てることができた。

また〔周古公亶父の子たる〕太伯は呉へ逃げて、〔南方の〕入れ墨の風習に慣れ、少卿（李陵の字）は匈奴に降り、フェルトのテントで暮らす文化と同じくした。〔しかし〕どうして経典を好むことを厭い、野に伏することに甘んじていられようか。

物事には親しみ行うものがあり、その土地を安定させるには常に〔現地の〕都合を優先させ、時にはそれに従う必要もある。礼儀を大切にするためには必ず〔現地の人びとの〕希望に寄り添わなければならない。

祖父の王漏は〔刺史に随行する〕別駕に従い、英俊な姿を全うし、道理を勧めてそれを推し進めた。鷹のように雄々しく教化を進め、優れた人材が長い道のりの間に集まった。その後、大都督に従い、自らを律して日々を過ごし、人材には〔琴瑟に用いられる〕梓漆のような優れ

たものがいて、劉弘望は10部落中の賢人であり、陶偪榮は8州で重んじられた。

君（王仁求）は運にも恵まれ、その徳は鬼神の神通力を受けていた。〔天〕道にかない〔王仁求に〕その姿を与えたのは、天が誠実にして聡明であるゆえである。〔その性格は〕明月を抱くかのよう〔明るく〕、財宝にも目を奪われなかった。〔その徳を〕海の広さで言えば、その広く膨大な〔水が〕湛えられ一層深くなるかのよう、山の高さで言えば、山谷の高さは仰ぎ見るかのようである。

知恵があり悟ることができ、賢明であって〔ものごとに〕通じることもでき、推してできるならばこれをおこない、善であるかを選んだ後に行動した。欲望のためには務めず、欲求のためには行動しなかった。調和こそ長く保つことができる根拠だと説き、真心こそ直ちに判断する根拠とした。誠実さの多さで順序を立てたので、州中の人たちの間で徳義の名声は高まった。

おおよそ書物を読めば、うたを知り音楽を聴く〔かのように楽しんだ〕。剣を振るえば飛び上がる猿のような技を極め、弓を操れば矢が的に羽まで没するほど強力な妙技を越えた。〔外に〕行けばそれを観察し、正しく地方を保った。これにより王朝の統治は補佐され、朝貢や賦税の納付に不備はなかった。地方は〔五服の地が互いに隔てること〕5千里、州には12の諸侯が置かれた。外は天下に迫り、各方面にそれぞれ5人の長がおかれた。

君（王仁求）はあらゆるものを管理処理する才能があり、辺疆をうまく治める戦略を持っていた。破格にも刺史の職を全うし、使持節河東州諸軍事、河東州刺史、加上護軍として職位を授けられた。これは大きな翼が風を背負い、昇れば大海は非常に震え、巨大な魚が水を波打たせ、孟諸（今の河南省商丘東北）にたどり着きひとたび宿る〔ようなものだ〕。

ひとたび民を教化する方法を用いれば、その資源開発の道が講ぜられ、川沢の利益を独占し、山林の産物を管理した。その資材により、内には心残りなく老人を養い、外ではお上のご用に立ち納税にも事欠かなかった。力役は公平になされ、教化は穏やかになされた。その変化に通じて民に倦怠の心を起こさせず、その費用を大切にして時に応じて人を用いた。

報償は牛や馬にまで及び、恩恵により地域を豊かにした。民は心よりみな従い、異なる習慣を持つ者たちも争って帰順した。はじめ大国（唐）に恩寵を求め、その民と調和し、帰順して安んぜられて、姚州府以西に20余州の設置することを上奏し、唐の徳に親しもうとさせた。

前漢から数えて6代、対外的には四方の異民族を治め、〔南方では〕夜郎に通じる道を開拓し、哀牢国を平定し、所属下においてそれぞれ治めた。〔中国の〕教化はあまねく流布し、辺境に身を置くといえども、〔その暮らし・文化は〕中国と違いがなくなった。〔ところが〕時にまた〔この地は〕打ち捨てられ、羈縻支配のみが論ぜられた。君（王仁求）は当地の地形が平坦で広やかであり、生き物も繁栄し豊かであることから、〔中国による支配を〕切望・思慕し、郡県を置いて民を養ってもらいたいと願った。唐の世にあって実に忠勤を尽くした。〔こうした唐の恩恵が〕どうして〔前漢武帝の〕使者唐蒙が強引に南方の地を攻略し、兵糧を運ばせて深く驚かせ、兵卒を傷つけたのと同日に語ることができようか。

利をむさぼる残忍な君長は、遠隔地であることを恃み、命に背き、わが城邑に害をなし、わが民を誘わんとし、楊瓜州の蒙儉が実際に反乱を起こした。咸亨年間（670‐674）、小人どもは大いに乱れ、武将たちも統制が取れず、反乱の首魁を懲らしめることもできなかった。

君（王仁求）は武勇なれば、直ちに怒りの声を上げ、義によって怒り恨み、鎧を身に着け勇み出撃し、勇敢な軍隊を駆り立ててしかも先駆けた。その凶悪な集団を滅ぼし、逃走した軍隊を殲滅させた。辺境は幸いに、今に至っても非常に平穏である。

王室に対して勲功があり、〔その功績の記録は〕官府にも残されている。〔王仁求の〕子たる綺吾は敵を破り、中国は彼への恩恵を厚くし、帝主は彼の身をねぎらわれた。どうして今さら、形のない不確かなものを尊びこれにしたがい、はかりごとの要とするに足るだろう、強く不変なるものこそ国家の柱となる。

嗚呼、舟は日々古くなっていくのだ、誰が変化を止められよう。〔国家の〕棟梁がこぼたれるということは、すでに往古のみの出来事ではない。聖賢がみな死ねば、天道は何というのか。ときに咸亨5年（上元元年[96]）8月15日（西暦674年9月20日）、病を得て亡くなった。44歳であった。長子の雲麾将軍・行左鷹揚衛翊府中郎将使持節河東州諸軍事・河東州刺史・上軽車都尉・新昌県開国子・公士たる〔王〕善宝は、〔王仁求の〕霊を滇池に輝かし、神（たましい）を禺同山に降したが、その姿は実直荘厳で端正であり、傲慢と高貴との別をわきまえている。その声は秋の月のように明朗で、受け答えは春雲の潤いのように温和である。〔その姿は〕蘭の美しさや、金属のような鋭利さを具えていた。

人を慈しみ恵みを与えることができ、恨むこともなく、押しつけることもなかった。誠実さが立てられて暗愚に流れることなく、意見が出れば必ず遠近を問わずこれに応じた。このように爵禄を維持してますます発展し、先祖の栄光を明らかにした。ひとたび声を上げれば人を驚かせ、雄飛して肉を食らう〔かのように勇ましかった〕。前漢の張騫は異民族を属国としておさめ、春秋晋の魏舒（魏絳？）は山戎との和睦により財物を手に入れた。功績は明らかで輝き、職掌にて中国内外をおさめた。

辞令を受けて地方を鎮護するものの、〔一方で〕常に都において宿衛の任にも就いた。朝廷における爵位授受の儀礼、官職上下の順序、楽器・儀礼品の数、軍隊と国法の偉容に到っては、その胸襟にすべて抱き、骨髄にまで注ぎ込まれている。

感じ思い遠い祖先を追想し、永遠に孝の心に言及しよう。世の盛衰にゆき従えば、道理を失うこともない。時に従いことごとくこれを保ち、しっかりとつかんで修め、〔墓室に〕明器を満たし、〔遺体に〕束帯を着せ、飾り付けた。彼の墳墓を建て、この銘文を設けた。草木が生い茂るみずみずしい沢は、秋の季節に占った〔地である〕。広々として平らかな土地は、雄々しい龍の吉祥に極まる。その土地の性質は、篤く純朴で〔伝説の〕上代の世のものであるかのようで、どうして儀礼の法度を誤り理に到る道筋をたどらないことがあろうか。

聞いたことをそのままにおこなうべきか、〔いや、〕私はその始まりを問うべきであろう。知るところでは礼をもって敬しんで合葬するは、周公旦以来の習慣である。上古には墳墓は高く作らず、〔これが〕孔子の時代に伝わり父母を合葬するようになった。元々軽々しくおこなうものではないが、ひとまずこの事業（墳墓造営）に用いたという。これに倣って〔合葬を〕用いることが伝統となった。その身は滅びても名は失われず、代々永遠に〔伝えられ〕、その功績もますます麗しきものとなる。もろもろの賢者のことを刻み記そうとすれば、一つには高い品性、

[96] 咸亨5年8月に上元と改元した。

二つには（徳を）兼ね備えていることを賛美し、故人を愛慕してこれを書き記し、故人を尊敬して、できうるかぎりの手を尽くすのである。

銘文に言う：上古の王の領域では、礼儀によって〔人びとを〕招き互いに親しんだ。小国属国で臣服しないものはなかった。聖人〔たる則天武后〕が即位されるや、民はその福徳に浴した。じつに優秀な人材を育成し、彼らを官僚として取り立てた。居並ぶ者たちは終生一つに結束した。〔大魚が〕鱗で大波を振るうかのごとく、首をもたげて道を進む。郡や道といった行政区を開設し、心から〔中国を〕慕うものを招く。この凶悪なるものを平定し、この〔邪悪な〕気を振り払った。励まし賞してこれをたたえ、手厚く諸部落を愛おしみ、国家を支えた。寿命は遠くなり、どうして〔生〕を続けられないのだろうか。美しい声の黄鶯（コウライウグイス）が鳴く。まず遠日[97]を占い、父の墓を安んじて、墓堂の門を閉めれば、墓室の中を窺うことはできない。静かに立ち込める墓地の霧、悲しげに宿る山鳥。行く人は涙を流し、虚しくこの銘文を見ることだろう。

聖暦元年正月 17 日（西暦 698 年 3 月 4）葬り、その年 10 月 7 日（西暦 698 年 11 月 4 日）にこれを立てる。

引用文献

雲南省文物考古研究所等 1993「雲南安寧県小石荘唐墓清理簡報」『文物』6、10-19。
王叔武 1983『雲南古代石刻叢考』文物出版社。
向達 1962『蛮書校注』中華書局（2018 年に同出版社より再版）。
立石謙次 2003「南詔国後半期の王権思想の研究－南詔図伝の再解釈－」『東洋学報』85(2)、205-239。
張樹芳本篇主編 1993『大理叢書・金石篇　第 1 冊』中国社会科学出版社（2010 年に雲南民族出版社より再版）。
方国瑜 1984『雲南史料目録概説』中華書局（2013 年に同出版社より再版）。
方国瑜 1987『中国西南歴史地理考釈』中華書局（2012 年に同出版社より再版）。
藤澤義美 1969『西南中国民族史の研究―南詔国の史的研究―』大安.
李春龍審訂 2007『新纂雲南通志 第 5 冊』雲南出版集団公司・雲南人民出版社。
魯正清 2014『唐代姚州都督府』雲南出版集団・雲南人民出版社。

[97] 葬儀などの凶事を行なう際には、その時より 10 日以上離れた日を占う。